

1 導入の経緯

公の施設については、平成17年度に指定管理者制度活用の基本方針を定め、民間事業者等のノウハウを活用することにより、行政サービスの向上や公の施設の効果的かつ効率的な運営につながるものについて、指定管理者制度を活用することになりました。

また、平成 26 年度に行財政改革大綱を策定し、具体的な改革内容を示した行財政改革実行計画において、指定管理者制度の導入があげられています。

北広島霊園については、開設後 40 年が経過し、平成 25 年度に芝生墓地の増設や平成 27 年度には慰霊堂(合葬式墓地)の供用開始を行ってきました。

運営管理においては、市職員による霊園使用者の募集、使用許可決定や変更、埋蔵手続きなど各種届出への対応のほか、施設管理面においては、専門的な知識、技術を有する民間事業者に対して業務委託を行い、効果的、効率的な運営管理に努めてきました。

近年、施設の管理について創意工夫ある企画や効率的な運営などにより、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図るため、本市においても指定管理者制度の導入施設が増加してきていますが、霊園につきましても、更なる市民サービスの向上に向けて指定管理者制度を導入するものです。

2 条例改正

北広島霊園の運営管理を指定管理者に行わせるため、「北広島市霊園条例(昭和49年条例第9号)」及び「北広島市霊園条例施行規則(昭和49年規則第5号)」の一部を改正します。

条例で定める事項

- ① 霊園の管理を指定管理者に行わせることができること。
- ② 指定管理者が行う業務
 - (1) 霊園の維持管理に関する業務
 - (2) 霊園の使用許可に関する業務
 - (3) 合葬式墓地への焼骨の埋蔵に関する業務
 - (4) その他市長が定める業務
- ③ 指定管理者は、適正に霊園の管理を行うこと。

3 今後のスケジュール

日 程	内 容
平成29年 4月15日 ~ 5月15日	パブリックコメントの実施
平成29年 5月下旬	パブリックコメント検討結果の公表
平成29年 6月	市議会・第2回定例会議案上程 ・条例改正
平成29年 8月(予定)	指定管理者募集
平成29年 12月	市議会・第4回定例会議案上程 ・指定管理者の指定
平成30年 4月1日	条例施行・指定管理者委託開始